

青森県公共事業再評価実施要綱

平成14年 4月17日
改正 平成16年 4月 1日
改正 平成22年 4月 1日
改正 平成23年 4月 1日

(趣旨)

第1 この要綱は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間を経過している事業等の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業の中止等を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価対象事業)

第2 再評価の対象とする公共事業は、県が実施主体である国庫補助事業、交付金事業及び県単独事業のうち、維持・管理に係る事業、又は災害復旧に係る事業等を除く事業とする。

(再評価実施事業及び実施時期)

第3 再評価対象事業のうち再評価を実施する事業及びその実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業採択後5年を経過した時点で、用地買収手続き及び工事のいずれにも着手していない事業については、事業採択後5年目の年度内

(2) 事業採択後10年を経過した時点で、継続している事業（一部供用中の事業を含み、1年以内に事業の完了が見込まれる事業を除く。）については、事業採択後10年目の年度内

(3) 再評価実施後5年を経過した時点で、継続している事業については、再評価実施後5年目の年度内

(4) 社会経済情勢の急激な変化等により、再評価の実施の必要が生じた事業については、経過期間にかかわらず随時

2 国庫補助事業である再評価対象事業について、当該事業を所管する各省各庁が、別に再評価を行う事業を定める場合には、前項の規定にかかわらず、当該省庁の定める事業について、当該省庁の定める時期に再評価を行う。

(再評価の実施及び結果の公表)

第4 公共事業を所管する部局の長（以下「公共事業所管部長」という。）は、この要綱及び公共事業を所管する各省各庁（以下「公共事業所管省庁」）の定めるところにより、再評価を実施する事業を定め、当該事業に係る資料作成を行い、公共事業所管省庁の概算要求書提出時又は政府予算案の閣議決定の前までに対応方針を決定し、必要に応じ国庫補助金又は県単独費に係る要求を行う。

- 2 企画政策部長は、国庫補助事業における公共事業所管省庁の補助金交付に係る対応方針決定時期を勘案の上、再評価実施事業に係る再評価の結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

(再評価の手法)

第5 公共事業所管部長は、再評価を行い、対応方針を決定するに当たっては、次の各号に掲げる視点及び公共事業所管省庁の定めるところにより行わなければならない。

- (1) 再評価実施事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業の投資効果及びその変化
- (3) 事業の進捗状況及び進捗の見込み
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性
- (5) 住民ニーズの把握状況
- (6) 環境影響に対する配慮の状況
- (7) 事業実施地区の立地特性

(意見の聴取)

第6 公共事業所管部長は、再評価実施事業に係る対応方針の決定に当たっては、青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱（平成10年10月19日制定）に基づき設置された青森県公共事業再評価等審議委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

- 2 県以外の事業実施主体が再評価を実施する事業について、当該事業の実施主体の長から依頼があり、知事が適当と認める場合には、第2の規定にかかわらず、青森県公共事業再評価等審議委員会に対し、当該事業に係る意見を求めることができる。

(施行期日等)

第7 本要綱は、平成14年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。